

令和5年度第1回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

【HP掲載・窓口閲覧用】

令和5年度第1回青梅市都市計画審議会議事録

○ 開催日時 令和5年4月27日(木)午前9時30分

○ 会場 青梅市役所 議会棟3階 大会議室

○ 出席者(18人)

委員

中井 検 裕	会長		
阿部 悦 博	委員	井上 たかし	委員
ぬのや 和 代	委員	ひだ 紀 子	委員
榎 澤 誠	委員	山田 敏 夫	委員
山内 公美子	委員	森村 隆 行	委員
中村 洋 介	委員	西浦 定 継	委員
水谷 正 史	委員	福田 託 也	委員
茂木 猛	委員	鮫嶋 俊 二	委員
丹生 守	委員	飯田 光 莉	委員
加藤 仁 志	委員		

○ 欠席者(1人)

野崎 啓太郎 委員

○ 説明のため出席した者の職氏名(15人)

市長 浜中 啓一	環境部長 川島 正男
拠点整備部長 水信達 郎	都市整備部長 木崎 雄一
下水道課長 村井 基樹	拠点整備課長 伊藤 慎二郎
農政担当主幹 佐田 健人	都市計画課長 木下 茂
土木課長 福島 悦重	農業委員会事務局長 並木 徹二
下水道課計画係長 宮寺 昭司	拠点整備課計画調整係長 板垣 良平
農政担当主査 西村 孝慈	都市計画課計画係長 藤原 浩
土木課土木担当主査 三井 俊幸	

令和5年度第1回青梅市都市計画審議会 議事日程

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 説明者の職氏名の報告
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 諮問事項
今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について(青梅市決定)
- 6 その他

(都市計画課長)

皆様おはようございます。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

私、この4月より都市計画課長として事務局を務めさせていただきます、よろしく申し上げます。

開会前に本日の会議資料につきまして、事前にお配りしておりますA4判の「資料リスト」により御確認をお願いしたいと存じます。

資料1 今後の進め方

資料2 意見書の要旨

資料3 青梅都市計画用途地域の変更(案)

資料4 青梅都市計画防火地域及び準防火地域の変更(案)

資料5 青梅都市計画地区計画の決定(案)

資料6 青梅都市計画土地地区画整理事業の決定(案)

資料7 青梅都市計画道路の変更(案)

資料8 青梅都市計画下水道の変更(案)

資料番号は振ってございませんが、

「(仮称)今井土地地区画整理事業に関する環境影響評価書」

「青梅市都市計画審議会委員名簿」がございます。

次に、本日の配付分ですが、「令和4年度第3回青梅市都市計画審議会の議事録」がございます。

会議資料については、議事日程および資料リストのほか、11種類となっております。

また、本年3月に青梅市にとって全ての行政活動の最上位計画である第7次青梅市総合長期計画の冊子が完成いたしましたので、机上にて配付させていただきます。

なお、市議会議員選出の委員の皆様におかれましては、事前に配付しておりますので、本日の配付はございません。

不足等がありましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、会長に議長をお願いしまして、議事を進めていただきます。

以後の発言につきましては、着座のままで結構ですので、よろしく願いできればと存じます。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

○ 開 会

(会長)

それでは、令和5年度第1回青梅市都市計画審議会を開会いたします。
議事日程に従い議事を進めてまいります。

1 市長あいさつ

(会長)

はじめに、市長より御挨拶をお願いします。

(市長)

皆さんおはようございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、令和5年度第1回青梅市都市計画審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃より青梅市の都市計画行政に対しまして、御理解と御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の諮問事項につきましては、「今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について」であります。青梅市の都市計画にとって重要な案件でありますので、慎重に御審議をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

本日欠席されております委員は、1名でございます。

なお、欠席の委員からは、事前に御連絡をいただいております。

2 委嘱状の交付

(会長)

それでは続きまして、議事日程「2 委嘱状の交付」を行います。
事務局より説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

このたび、関係行政機関職員の委員としまして、4名の方が新たに委員となりました。

委嘱状につきましては、大変申し訳ございませんが、机上配付させていただきますので、御了承願います。

以上です。

(会長)

それでは、ここで委嘱を受けられました委員より、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

委員より、順をお願いいたします。

(委員)

東京都西多摩建設事務所長でございます。
どうぞよろしくをお願いいたします。

(会長)

委員。

(委員)

2月20日付けで着任をいたしました、青梅警察署長でございます。
どうぞよろしくをお願いいたします。

(会長)

お願いいたします。
委員、よろしくお願ひします。

(委員)

4月1日付けをもちまして、奥多摩消防署より青梅消防署に着任いたしました。

どうぞよろしく申し上げます。

(会長)

お願いいたします。

委員、よろしく申し上げます。

(委員)

4月1日付けで着任いたしました。

前任に引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

(会長)

4名の委員の皆さん、ありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

3 説明者の職氏名の報告

(会長)

それでは続きまして議事日程「3 説明者の職氏名の報告」を事務局よりお願いいたします。

(都市計画課長)

本日出席しております説明者は、都市整備部長、拠点整備部長、環境部長、拠点整備課長、土木課長、下水道課長、農政担当主幹、農業委員会事務局長、拠点整備課 計画調整係長、農政担当主査、土木課 土木担当主査、下水道課 計画係長、都市計画課 計画係長、そして、私、都市計画課長でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

(会長)

それでは続きまして、議事日程「4 議事録署名委員の指名」に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長のほかに、議長が指名する委員を名簿記載順に指名します。

本日の審議会の議事録署名委員については、委員を指名させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

5 諮問事項

今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について（青梅市決定）

(会長)

それでは、諮問事項に早速参りたいと思います。

議事日程5の諮問事項、「今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について」審議したいと思います。諮問書の朗読は省略し、諮問内容については担当より御説明をお願いいたします。

(拠点整備部長)

議長、拠点整備部長です。

(会長)

拠点整備部長、どうぞ。

(拠点整備部長)

それでは、諮問事項の「今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について」御説明申し上げます。

本件につきましては、圏央道青梅インターチェンジ北側地区の物流拠点整備に向け、「土地区画整理事業」をはじめ、「用途地域」、「防火地域及び準防火地域」、「地区計画」、「道路」、「下水道」の都市計画変更および決定を行うに当たり、当審議会にお諮りするものであります。

各種、都市計画（案）につきましては、昨年10月に、当審議会でお諮り

議をいただいたものと、一部を除き、同様の内容であります。

また、都市計画法第17条にもとづく公告・縦覧につきましては、令和5年2月20日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、4名の方から意見書の提出があったところであります。

なお、本日は、東京都環境影響評価条例第92条にもとづき、本件の付議に合わせて、事業者が作成しました、「(仮称)今井土地区画整理事業の環境影響評価書」を参考に、御配付させていただいております。

詳細につきましては、各担当課長より御説明いたしますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長、どうぞ。

(拠点整備課長)

それでは、「今井土地区画整理事業に伴う都市計画変更案等について」御説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

恐れ入りますが、資料の1「今後の進め方」を御覧いただきたいと思います。

まず、令和4年度の下、破線で囲んでおります部分につきましては、これまで行ってきました手続で、左の方から、令和4年7月4日に本審議会におきまして、都市計画の手続に入りますことを御報告させていただきました。

その後、都市計画法第16条および青梅市地区計画等の案の作成手続に関する条例にもとづき、7月19日から8月2日まで「青梅インターチェンジ北側地区 地区計画」の都市計画(原案)についてのみ縦覧を行いました。

次の「説明会」につきましては、8月5日および6日に実施し、10月20日の本審議会におきまして、都が決定する区域区分の変更のほか、市が決定する土地区画整理事業等、6つの都市計画について御協議をいただ

きました。

その後、令和5年2月20日から3月6日までの2週間、都と市が決定する7つの都市計画につきまして縦覧を行いました。

この縦覧後、それぞれの都市計画について、東京都および市内の関係部署と内容精査等を行い、市が決定権者であります土地区画整理事業等、6つの都市計画について、本日の都市計画審議会において、諮問させていただいたところでございます。

この赤枠の右、黒の実線で囲っております、東京都都市計画審議会が5月19日に開催予定で、都が決定する区域区分の変更、市街化区域編入について諮問される予定でございます。

東京都および青梅市の都市計画審議会の答申の結果を踏まえまして、令和5年6月にこれら7つの都市計画について、同日に決定告示をする予定となっております。

続きまして、資料の2「意見書の要旨」を御覧いただきたいと思います。

こちらは、都市計画法第17条にもとづき、市が決定する6つの都市計画（案）を令和5年2月20日に公告、そこから2週間3月6日までを縦覧および意見書の提出期間として実施いたしました。

この縦覧期間中に窓口で縦覧された方は、10名、ホームページの閲覧数は3,839件となっております。

この意見書の提出期間中に、地区計画等につきまして、4件提出されておりまして、地区計画につきまして3件、土地区画整理事業につきまして1件の意見書の提出がありました。

地区計画につきましては、賛成の意見が1通、反対の意見が2通でした。

土地区画整理事業については、反対の意見が1通でした。

資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

まず、地区計画についてローマ数字のⅠ「賛成意見に関するもの」です。

こちらは賛成であると同時に、高速道路の料金の値下げと、農地の減少への対策、この2つの御意見をいただいておりますが、今回の都市計画に直接関わるものではないので、「その他の意見」に整理し、貴重な御意見としてお伺いしております。

恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、真ん中やや下あたりローマ数字のⅡ「反対意見に関するもの」が2通ございました。

まず、「1 都市計画に関する意見」として、(1) 中点の1つ目で、雨水調整池について、「必要以上に面積等を取りすぎているので、もう少し小さい規模でよいのではないか」という御意見をいただきました。

また、次のページにおきまして、2つ目の中点、都市計画道路3・4・13号青梅東端線の幅員について、「もっと大きくとって、4車線とするよう」御意見がございました。また、3つ目の中点、公園計画について、「細長い配置となっているので、公園というよりは緑地ではないのか」というような御意見をいただきました。

これらいただいた御意見の見解としましては、右側に示してございまして、雨水調整池1号、2号、3号は、適切な位置に配置しており、近年の集中豪雨等や周辺地域の状況を鑑みて、都が定める基準以上の規模を予定しております。

都市計画道路3・4・13号線の幅員については、物流拠点整備に伴う交通解析を行った上で、既決定のとおりとしております。公園の計画につきましては、既存の樹林地を維持・保全しつつ、就業者や近隣住民の憩いの場を創出し、周辺の住環境に配慮した緩衝機能を有する配置や規模を計画しております。

なお、当該公園は土地区画整理法第2条に規定する公園として位置付ける予定であることから、本計画では「公園」という名称としております。

続きまして、資料を1枚おめくりください。

(2) 要望として「物流目的のみに限定せず、物流にも商業用にも使える都市計画にする。」という御意見をいただいております。「現時点で本当に物流拠点が不足しているか根拠が示されていない。市内のほか、入間やあきる野など青梅周辺には既に複数の物流拠点がある。

単に物流拠点しか利用できない今回の都市計画の決定は、柔軟性に欠け、青梅市の未来に不利益な決定である。

今回、市民に告知し、意見を求めるという手続きでありながら、都や国との調整が物流施設限定として行われており、意見を全く反映するつもりがない姿勢に失望を感じる。

当該地は青梅市の未来を左右する最大の開発地区なので、例えば、群馬県川場村や埼玉県日高市、静岡県御殿場市などの近年、地場産業を活かした体験商業施設などを参考にすべきである。

青梅の自然豊かな恵みの特産品や、体験農園、飲食店、温浴施設、道の駅機能など、歴史と文化を発信する多世代が一日楽しめるような複合施設の開発は、全国・世界に青梅市の認知拡大・イメージアップに関与し、今回の流通・防災拠点としても整備可能である。この複合施設の開発は、インターチェンジ近くで広大なエリアという当該地でしか実現できない。」との御意見をいただきました。

これらの御意見の見解としましては、右側に示してありますとおり、「東京都の上位計画である「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、本地区は、流通業務機能などが集積する拠点を形成することが位置付けられるとともに、市の上位計画である「青梅市都市計画マスタープラン」においても、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図ることを位置付けております。

御指摘の点につきましては、貴重な御意見としてお伺いいたしますが、本地区は、広域交通の結節点であるインターチェンジに隣接する広大な土地であり、物流拠点の形成に適した地区と捉えております。

なお、本地区計画につきましては、大型の物流施設を誘導する「物流業務地区」のほか、中小規模の工場や事務所、店舗や飲食店が建築可能な「複合業務地区」を計画に位置付けております。

また、本都市計画決定の手続につきましては、都市計画法や条例にもとづき手続を進めており、住民説明会のほか、SNSを活用した動画配信や地元自治会への説明など、より丁寧に行っております。」としております。

なお、ローマ数字のⅢ「その他の意見」はございませんでした。

資料を1枚おめくりいただきまして、土地区画整理事業についての意見書の要旨です。こちらローマ数字のⅠ「賛成意見に関するもの」はございませんでした。

その下ローマ数字のⅡ「反対意見に関するもの」は1通でございます。

「1 都市計画に関する意見」としまして、「自然環境が残されておらず、公園緑地が少ない。

まとまった緑地や保全地域はなく、人が散策できる道や鳥達等の空間がない。

交通量に関するリスクについては大型車など車両が増加すると考えられ

る。周囲に藤橋小学校や今井城学園があり、子供達の登下校が心配である。魅力ある街ではない。無機質で人が入りたがらないような計画案である。計画に変更や中止を求める。」との御意見をいただきました。

これらいただいた御意見の見解につきましては、右側で示しましたとおり、「公園緑地や人が散策できる道につきましては、青梅インターチェンジ北側地区地区計画において、就業者や近隣住民の休息や散歩等の利用に供する公園を整備するとともに、公園や道路等の公共施設の積極的な緑化や、生物多様性に配慮した緑の回廊となるよう、動植物の生息・生育地となる樹木を配植し、緑のネットワーク化を図ることを位置付け、地区施設の配置や規模を計画しております。

環境への影響につきましては、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするため、「東京都環境影響評価条例」にもとづき、事業者が所定の手続を進めております。

交通量の増加につきましては、物流拠点整備に伴う交通解析を行った上で、都市計画道路や区画道路を計画に位置付けております。

また、都市計画道路や区画道路1号～6号につきましては、歩道を整備するとともに、その他の区画道路7号～9号につきましては、既存の道路を拡幅するなど、安全性の高い構造とする予定」としております。

意見書の要旨については以上でございます。

続きまして資料の3「用途地域の変更（案）」、資料の4「防火地域及び準防火地域の変更（案）」、資料の5「地区計画の決定（案）」につきましては、「案の理由書」「計画書」「総括図」「計画図」は、昨年10月20日に本審議会にて御協議いただいた内容から変更はございませんので、説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料の6「青梅都市計画土地区画整理事業の決定（案）」を御覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、東京都と協議をしたところ、10月の協議の際に御提示したのものから、一部変更しております。

ページを2枚おめくりいただきたいと存じます。

表中の「公共施設の配置」の「道路」こちらの右側の一番下の行、説明文の2行目になりますけれども、最初の句読点の後、「青梅都市計画道路1・5・1の2号線および3・6・10号線へ接続する。」この一文を追

加しております。

このほか「案の理由書」「総括図」「計画図」は昨年10月20日に本審議会に御提示した内容から変更はございません。

大変雑駁ですが、説明は以上となります。

(土木課長)

議長、土木課長です。

(会長)

土木課長お願いします。

(土木課長)

それでは引き続き、「青梅都市計画道路の変更(案)」について御説明申し上げます。

お手元の資料7を御覧ください。

まず、表紙をお開きください。

こちらは「都市計画の案の理由書」であります。

項目「1 種類・名称」は、青梅都市計画道路3・5・12号青梅中央道線、青梅都市計画道路3・4・13号青梅東端線です。

次に、「2 理由」ですが、読み上げさせていただきます。

「青梅都市計画道路3・5・12号青梅中央線は、青梅市今井4丁目を起点として、青梅市裏宿町を終点とする延長約6,980メートルの路線である。

また、青梅都市計画道路3・4・13号青梅東端線は、青梅市新町9丁目を起点として、青梅市今井4丁目を終点とする延長約3,410メートルの路線であります。

両路線は、青梅インターチェンジ北側周辺地区において、平成28年度から10年間で優先的整備すべき路線として、東京における都市計画道路の整備方針の「優先整備路線」に位置付けられている。この「優先整備道路」に位置付けられた主な選定理由として、「拠点形成と拠点間連携」および「地域のまちづくりへの貢献」において、拠点形成を支えることや拠点間連携に資すること、また、地域のまちづくりを進める上で、「整備が

必要な都市計画道路である。」とされている。

また、「青梅市都市計画マスタープラン」では、「多摩地域における都市計画道路の整備方針において優先的に整備すべき道路として位置付けられた路線や、周辺環境の変化や課題を適切にとらえ選定した路線の整備を進める。」とされている。

両路線については、昭和36年10月に都市計画決定され、整備を進めているところであり、今回、3・5・12号線起点から今井馬場崎交差点手前付近までの一部区間において、沿道や周辺の状況を勘案し、また、曲線半径の大きい線形とすることにより、安全性の向上および交通機能の円滑化を図るため、一部線形および延長の変更を行う。また、3・4・13号線は3・5・12号線の変更に伴い、終点位置および延長を変更する。」としています。

次に、ページをおめくりいただきまして、両面にて、変更する都市計画道路の概要を表にし、記載しております。表面の表は、変更する2路線に関して、名称、位置、区域、構造の概要を記載しております。

下段には、その理由が記載してございます。

裏面には変更概要を記載しており、3・5・12号、青梅中央道線は「1 起点位置の変更」「2 延長の変更」「3 一部線形の変更」「4 一部車線の数の決定」となります。

3・4・13号、青梅東端線は「1 終点位置の変更」「2 延長の変更」「3 一部区域の変更」となります。

ページをおめくりいただきまして、A3、Z折りの図面を御覧ください。こちらは総括図となります。

図面の右上、赤色に着色したところが、今回変更する都市計画道路の区間となります。

さらに1枚おめくりください。同じくA3、Z折りの図面ですが、こちらは計画図です。

図面左側の交差点が「今井馬場崎交差点」となり、ここから東へ向かう路線、黄色で着色した部分に変更前の3・5・12号線となり、赤色で着色した部分が新たな路線となります。

3・4・13号線は、3・5・12号線が南に下がったことにより、終点部の位置が変更となるものであります。

この2路線は赤色に着色しています線形に変更することにより、先ほど説明いたしました「3・5・12号線は沿道や周辺の状態を勘案し、また、曲線半径の大きい線形とすることにより、安全性の向上および交通機能の円滑化を図るため、一部線形および延長の変更を行う。また、3・4・13号線は3・5・12号線の変更に伴い、終点位置および延長を変更する。」といたしました。

なお、令和4年10月20日の都市計画審議会において、報告事項として説明させていただいたものと、文言および図面表示など若干変わっている箇所がございます。これは令和5年2月20日から2週間、都市計画法17条縦覧を行う前に、東京都都市整備局街路計画課に都市計画変更図書の一式を確認してもらったことより、文言整理や記載内容の修正を行ったものでございます。線形に関して報告事項の時から変更はございませんので、御承知おきいただきたいと思います。

これで「青梅都市計画道路の変更（案）」についての説明は以上とさせていただきます。

（下水道課長）

議長、下水道課長です。

（会長）

下水道課長、お願いします。

（下水道課長）

着座にての説明で失礼いたします。

それでは、青梅都市計画下水道の変更について、環境部下水道課より、御説明いたします。

下水道の変更については、令和4年10月20日に本審議会の審議の際に御提示した内容から変更はございません。

概要について御説明いたします。

今回の変更内容は、圏央道青梅インターチェンジ北側に隣接する今井地区において行われる物流拠点の整備区域を公共下水道区域に編入すること。また、青梅市北部の成木地区を公共下水道区域から削除し、一部のポンプ

施設を廃止しようとするものであります。

資料 8 を御覧ください。

表紙をおめくりいただき、1 枚目が「都市計画の案の理由書」であります。

次の 2 枚目と 3 枚目が、都市計画の変更内容となっております。4 枚目は青梅都市計画下水道総括図、5 枚目以降は索引図を始めとし、それ以降が変更対象区域、8 枚の計画図となっております。

それでは、表紙の次の 1 枚目、「都市計画の案の理由書」を御覧ください。

ここでは、本計画の上位計画を踏まえ、青梅都市計画下水道の変更内容について説明しております。

今井地区については、物流拠点の整備に伴い、市街化区域に編入される区域約 50 ヘクタールについて、公共下水道区域に編入し、成木地区については、合併処理浄化槽の整備区域とされたことに伴い、公共下水道の区域から約 80 ヘクタールを削除することについて説明しております。

次の 2 枚目では、青梅都市計画下水道の具体的な変更内容を記載しております。

変更箇所は、「2 排水区域」のところで、右側の表に記載のとおり、分流式汚水の排水区域面積を旧の約 2,459 ヘクタールから新の約 2,429 ヘクタールへと 30 ヘクタールの減といたします。

次の 3 枚目を御覧ください。「3 下水管渠」のところに変更はございません。

その下、「4 その他の施設」におきましては、現都市計画下水道で計画している汚水中継ポンプ場のうち、表で記載しております既に停止している根ヶ布汚水中継ポンプ場、建設予定であった成木汚水中継ポンプ場と日影林汚水中継ポンプ場の 3 つのポンプ場について、廃止いたします。

次の 4 枚目、青梅都市計画下水道、青梅市公共下水道総括図を御覧ください。

図面では、先に説明した変更箇所を既定排水区域は黒い線で、追加区域は赤い線で、廃止区域は、黄色い線に表示しております。

図に示したとおり、青梅市北部の黄色の線で示された成木地区約 80 ヘクタールを削除し、赤い線で示した今井の市街化編入区域約 50 ヘクター

ルを公共下水道の区域に追加するものでございます。

また、計画変更に伴い、日影林汚水中継ポンプ場、成木汚水中継ポンプ場のほか、根ヶ布汚水中継ポンプ場を廃止するため、この総括図においては、二重線で見え消しとしております。

5枚目以降の計画図では、縮尺を拡大した図面となっております、変更の内容を詳細に示しております。追加される区域は、赤い線で示し、削除される区域は黄色の線で示しております。

なお、廃止される日影林汚水中継ポンプ場、成木汚水中継ポンプ場、根ヶ布汚水中継ポンプ場については、二重線で見え消しとしております。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

はい、拠点整備課長。

(拠点整備課長)

それでは、(仮称)今井土地区画整理事業における環境影響評価書についてでございます。

先ほど御説明申し上げました、都市計画案の資料とは別に、今井土地区画整理事業における環境影響評価書を送付させていただきました。

こちらの評価書は、東京都の環境影響評価条例にもとづき、今井土地区画整理組合設立準備会が作成したものになります。こちらは、東京都知事へ提出することが条例で定められており、また、当該評価書にかかる対象事業「今井土地区画整理事業」について定められる都市計画案「土地区画整理事業」の本審議会への付議と合わせまして、本審議会へ送付することが条例で定められていることから、参考資料としまして、本審議会の委員の皆様にお配りさせていただくものでございます。

かなりのボリュームになりますので、大まかな内容につきましては、こちらの「(仮称)今土地区画整理事業における環境影響評価書のあらまし」においてまとめてございます。

こちらにつきましては、8月に事業者、準備会が行いました環境影響評価書（案）の説明会で使用したものを、都民からいただきました意見書や都民の意見を聴く会の意見、および東京都知事の審査意見書、これにもとづき検討を加え、反映をさせていただいたものでございます。

こちらの参考資料につきましては、内容の説明を割愛させていただきたいと思います。

大変雑駁ですが、説明は以上となります。

（会長）

どうも説明をありがとうございました。

以上で、説明は終わりでございます。

それでは、これより審議を受けたいと思いますが、御発言の際には、着座のままをお願いいたします。

また、マイクのボタンをオンにしてから、御発言をしていただけるよう、お願いいたします。

それでは、御発言のある方は挙手にてお願いいたします。

いかがでしょうか。

委員。

（委員）

はい。

では、いくつか伺いたいと思います。

冒頭市長も言われていたとおり、市の重要な課題でありますので、慎重審議ということで、今までのことと多少重複することがあるかもしれませんが、御容赦ください。

最初に、意見書にありました物流についての需要、その根拠が示されていないということについては、先ほど適地であると御説明がありましたが、根拠というのは、示せるものはないのでしょうか。

（拠点整備課長）

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長、お願いします。

(拠点整備課長)

前回もお話させていただきましたけれども、こちらについては事業者の方が進出企業の意向確認をしております。事業者の方からは、こちらについては十分需要が高い、むしろ手を挙げているところがかなり多数あるということを根拠とさせていただいています。

(会長)

はい、委員。

(委員)

今、物流は非常に需要も高まっているということで、以前お伺いした時も、基本的に埋まる見通しだというお話もありましたので、そのような状況なのかとは思っております。もう少し全体の数字上の根拠等もあるべきかと思っております。

それともう一つ、散歩の話が出てきました。

何をアセスの項目にするのかという点で、公開版の中で、項目の選定が35ページから始まり、37ページに選定しなかった項目というのがあります。最後38ページの自然とのふれあい活動の場ということで、ここには、ハイキングコース等の人と自然とのふれあい活動の場は分布していないということになっています。つまり現状は、あくまで農地であるということだと思います。この環境アセスについて色々伺いたいのですが、市としてお答えできる限度はあるかと思いますが、こうしたことについてはどのようにお考えでしょうか。なぜこれが項目に入らなかったのかという点ではいかがでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長どうぞ。

(拠点整備課長)

こちらの選定項目につきましては、令和元年に環境影響評価調査計画書を作成し東京都へ提出して、東京都の環境影響評価審議会に諮りまして、項目8項目とさせていただいております。

その際に、こちらについては、委員のおっしゃるとおりで、農地であるということ、自然とのふれあいという項目はあるのですが、こちらについては、生物生態系という項目が入っているということ、選定をしなかった項目とさせていただいております。

(会長)

はい、委員どうぞ。

(委員)

何を項目にするかについても、都市計画法の手續等を含めて行われてきた中で、入らなかったということは、私は市民の感覚や要望とは少しずれてしまったのかと思っております。

ほかにもう一つ、以前伺いましたが、交通渋滞の問題として、圏央道との関係、あるいは周辺の渋滞との関係、それと環境影響評価書の公開版の89ページを見ていただきますと、将来の交通量が書かれています。

この図面を見ると、計画地の南側が「日立製作所」となっていて、現状と合っていません。この辺りについて、交通量の調査の対象が少し限定的過ぎるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(会長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長どうぞ。

(拠点整備課長)

こちらの環境アセスメントの手続につきましては、令和元年から環境影響評価調査計画書の提出というところから始まっているもので、環境影響評価書が公示されてから、有効期限が概ね5年とされております。5年たったものについては、時点修正等をかけながら使っていくという性質のものでございますので、こちらについてはデータが古いとは認識してございません。

(会長)

はい、委員どうぞ。

(委員)

私の感覚としても、日立跡地の方があっという間に進んでいったような感じもありまして、それで現状とずれてしまっているということだと思います。

それで、昨年10月に交通問題を伺ったときに、課長の方から圏央道から出てくる車の右折レーンを伸ばすというお話があったかと思いますが、現状を見ますと、あまり改良できていないのではないかと思います。

その辺りについて、いかがでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長どうぞ。

(拠点整備課長)

こちらにつきましては、ネクスコ東日本の方と私も直接お話をさせていただいて、現状、週末等に渋滞があるということ、その解消の要望ということと合わせまして、白線の引き直しについては、今後は右折レーンが多く使用されますので、ネクスコ東日本の方で道路が出来上がったときに対応していただけるということで、協議をしているところでございます。

現状、道路構造令の規定等もございますので、2車線のまま出たところを右折と左折にするというのはルール上できないので、一度、1車線に戻してから2つに分けるとというのが、通常の道路の使い方になります。

ただ現状は、延伸しておりませんが、道路が出来上がったのに合わせて、右折レーンを伸ばすということで、ネクスコ東日本の方で対応していただくことで協議を進めているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

私、現地を見に行ってきました。

地図や色々とした感じだと、最初の交差点から今の右折のレーンで、せいぜい70～80メートル程かなと思います。

いわゆるインターの出口から交差点までが、250メートル程ありましたが、今見た感じでは、右折レーンを伸ばすと言っても、せいぜい100メートル程なのかなと思います。そうすると、かなり右折、左折、直進、詰まってしまうのではないかと思います。

その辺りは、交通解析で大丈夫ということになっているのですか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

白線の引き直しだけではなくて、信号サイクル長も変更して、調整をするということで、解析上はクリアできるとなっているものでございます。

(会長)

はい、委員。

(委員)

今の点にこだわりたいのですけれども、私も朝、行って見てきました。

そうすると、今の状況でも、圏央道から出てきた車の最初の信号待ちが、ずっと後ろに続いてしまっています。見た感じでは、インターの出口より向こうまで、車が繋がってるという感じでした。

それが、今の段階で右折レーンというのも実際にはさらにその先、もう一つ先の信号で右折するんですね。

これが、今度は出た最初の信号で右折せざるを得ません。左折もその先に商業施設があり、そこで詰まってしまわないかと考えると、これは右折も左折も心配なんです。どちらかが詰まると、その後ろ、結局全部詰まるので非常に心配なんです。この辺りは今後、どのようにチェックをされていくのでしょうか。

これは、環境アセスですずっと続くと思いますので、その辺りについて伺って、意見はまた後でと思っておりますけれども、質問はここまでにしたいと思います。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長どうぞ。

(拠点整備課長)

現状を見に行かれているということなので、よくお分かりだと思いますが、右折レーンがほぼ使用されていないという状況があります。今後は2つに分かれ、長さも、なお長くして、信号のサイクル長を変えるということで対応させていただくところです。

確かに、大型のトレーラーが左折をする際に、曲がる先で（赤信号で）停止線を越えて停止している車があって、1台も曲がれないでいるところを、私も何度か見ております。

あとは、右折レーンがインターの入口交差点の次の第2交差点から右折するのに、点線の右折表示はそのまま直進してよいルールになっています

が、一度左車線に入ってから、第2交差点のところで右に出て行く、というところがあるので、左レーンが混んでるとというのが現状でございます。恐らく、今後は2車線でインター入口交差点の右折レーンが実線となりますので、そちらを2列、うまく使っていけば混雑は解消されるものと認識してございます。

(会長)

それでは、ほかの委員の皆さんいかがですか。

委員どうぞ。

(委員)

意見書は、皆さんよくお考えになって書いていらっしゃると思えました。

賛成意見の方も、青梅市の農地の減少には非常に危惧の念を持っていらっしゃるということが分かりまして、これは青梅市民の多くの方のお気持ちであると思えます。

反対意見の方も、公園の計画されている場所が、これは公園ではなく緑地ではないか。それから、真ん中辺りにきちんとした公園を作り、その場所全体に大きな影響をもたらすべきではないか。そのような考え方であろうと思えます。

それについてアセス書の方で見ますと、今井土地区画整理事業のこの環境影響評価書のあらましでの10ページのところを伺いたいです。

知事意見で、一番下の「生物・生態系」のところで、「本事業では計画地内のほぼ全域が改変され、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに、道路植栽帯や流通施設業務用地内の緑化について、周辺地域との緑の連続性にも配慮した緑化計画となるよう検討し、関係者との調整を図ること。」この最初の部分、「既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに」というのは、これは、この文脈からいくと、決まった公園地内のことではなく、計画地内の別の工場用地、または物流拠点として利用する地内の中の、既存樹木のことを私は言っているのではないかと思います。

計画地内の公園以外のところに、大きな木が何本もありますよね。樹木を残すことに、市はどういうことを聞いていらっしゃいますか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

現在、農地内にクスノキ等の、かなり大木になっているものがいくつかがございます。基本的には、あの中については農地ということで、農に関わる樹木、お茶や果樹等が大半で、今おっしゃるようにシンボルになるような樹木が何本かありますが、そちらについては、公共施設の計画にはなっておりませんので、そこを残すというふうに、今ここでは確約はできない状況であります。

できる限り既存樹木を残すというのは、前回でも御説明させていただいたとおり、北側の1号公園のところの、コナラの群落のここだけを良い形で残していこうという計画でありましたが、その西側にも、針葉樹と広葉樹の混交林がございまして、そこもうまく整頓をして、シラカシ等の樹木等をうまく残していく形で、既存樹木を残し面積を倍近くまで増やして、環境影響評価書の中で位置付けをしているというところがございます。

宅地については、進出企業の方で、建物の計画等に合わせて伐採されることも、可能性としては高いかと思えますけれども、公園区域になるところについては、既存樹木をなるべく大きな面積で残していくというような計画に変更してございます。

(会長)

委員。

(委員)

非常に残念です。

つまり、かなりの年を経て大木があるわけです。それを宅地内であるから、市が守るように動けない。ということですか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

守る方向で、進出企業にはお願いはできるかと思いますが、そこに強制力を持たせるというのが、現状では難しいという認識でございます。

(会長)

委員。

(委員)

区画整理組合や事業者さん、そこに入ってくる物流拠点の事業者さんたちの利益と、それから環境を重んじる市民の利益とは、相反するわけです。

そこに、どのように市が関わっていくかというのは、やはり大きなことだと思います。地区計画の方で、そういうことをやっていこうとお考えなのだと思いますが、地区計画の決定(案)のところで、2枚めくって一番下、「その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針」というところ

です。ここに書いてあることは、地区計画として今までの公園などの整備に加え、プラスアルファでこういうことをやっていくという内容なんでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

おっしゃるとおり、こちらについてはプラスアルファで考えているところでございます。

特に委員がおっしゃった保全と緑化推進については、開発してから植えるのではなくて、そもそも残していくべきだということだと思えますけれども、進出企業の方で建物を建てる時に、お願いできるのであれば、残していただきたいということをごちらとしても考えてございます。

ただ、そこは難しい現状もございますので、新たに緑化推進をして樹木を新たに植えて、なるべく1本でも多く木を植えていきたい。また、建物の上部については以前、他の委員からも御質問があったとおり、再生可能エネルギーを推進していき、ゼロカーボンシティを宣言している青梅市として、進出企業の方にはお願いをしていきたいと考えてございます。

(会長)

委員。

(委員)

今回のような大きな開発で、どう考えても開発のやり方としては広いところを一斉に開発していけば、費用的にも安く済むということで、そのような開発が行われることは大体予想できます。

そこに、地区計画として「生物多様性に配慮した緑の回廊となるよう動植物の生息・生育地となる樹木を配植し、緑のネットワーク化を図る。」というこの言葉、緑のネットワーク化を図るといのは、かなりの土地を必要とすることなんです。

それを進めるには先ほど申し上げたように、事業者さんたちの利益と、環境を重んじる市民の利益とは相反するでしょう。

これをどうやっていくのですか。どうしたって、事業者さんの御意見、御都合が通りやすいでしょう。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

事業者というよりは、進出企業へ樹木等を植えていただくようお願いをしまいたします。航空写真を見ていただくと分かりますが、畑ですので、1年のうちにはまるっきり真っ茶色になってる時期もあります。先ほど言ったお茶ですとか、そのようなものは別ですけども、そこになるべく樹木を植えて、樹木と樹木が繋がるように、1号公園、2号公園については、緩衝機能だけではなくて、連続性を持たせる樹木ということで、郷土種をなるべく植えていくという考え方をさせていただきます。

そこについては、農地になる前の今井の台地に元々あった樹木等（青梅市教育委員会発行の「青梅市の自然」に記載されている植樹等）を配植するよう進出企業の方にもお願いをして、新たなネットワークを形成していくといったような考え方をさせていただいているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

事業者さんと申し上げたのはあまりよくなかったですね。進出企業ですね。

それで、今、畑だから冬は枯れて真っ茶色になると言いましたけれども、その下には、豊富な微生物相があり、生物相があります。

それがあるからこそ、ネズミ等、色々な生き物がいて、その上に生態系が成り立ってるわけです。なので、今の説明の仕方は私は少し納得がいきません。

それで、この進出企業の土地利用や建設計画の中に、どのように緑化、緑の回廊などが盛り込まれているかは、市はそれをチェックできる立場にあるのでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

地区計画の建築物の緑化率ということで、こちらの宅地の中で緑化率の最低限度を設けさせていただいてございます。

また、一番下のところで敷地につきましては「東京における自然の保護と回復に関する条例」、いわゆる自然保護条例ですね。こちらの緑地基準にもとづき、緑地面積を15パーセント確保するというので、こちらについては、都市緑地法の緑とはまた別の考え方が環境局の方でございまして、樹冠の投影面積、要は木が植わっている緑被の面積をカウントするというものになっています。

チェックにつきましては、そういった自然保護条例の届け出等ございしますので、そちらでチェックされるものと認識してございます。

(会長)

委員。

(委員)

住宅地などにも緑被率を上げなさいということで、元々住宅地を売る前から既に木が植わっていたりします。

皆さん引っ越しをして、木が邪魔になると、どんどん抜いてしまいます。なので、環境局が求めている緑被率というのは、引っ越した後はどうなるか分かりません。

そうではなく、青梅市が市内の環境を守るということで、このような実際の物流拠点が稼働し始めてからの緑被率というのは、把握し、増やす努力、申し入れなどができるんですか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

おっしゃるとおり、建てたときにできた緑がなくなってしまう。ただ建て替えにつきましたは、地区計画で位置付けておりますので、また同じように15パーセントという比率で求めていく。一番危惧されてるのが、要はその中間段階でどこまで担保されるのかという話だと思います。

樹木については、以前、他の委員にもお話したとおり、少しでも進出企業の方にはESGに貢献できるというふうに再生可能エネルギーだけではなく、緑、緑化についても協力をいただくように、進出企業の方をお願いをしていきたいと考えてございます。

(会長)

はい、委員。

(委員)

最後にしますが、この環境影響評価書のあらましの7ページ。真ん中の「動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」動物相はほぼ昆虫含めて、消失するというふうにアセスにしっかりと書いてあります。工事の進行に伴い大きな哺乳動物などは退避するであろうということが、真ん中のところに書いてあります。それが、「計画地周辺約200m内の北側及び東側には畑地、茶畑が広がり、その中に樹林地や耕作放棄地などが点在し、特に東側地域は約200m以遠にも、畑地等の耕作地等の好適生息環境が広く分布します。」と書いてます。ということは、この200メートルより向こうにも同じような環境があるからそちらへ行くよというふうに答えているわけです。

これは、埼玉県入間市ですよね。埼玉県入間市が、今後どのような土地利用を今後やってくかは分かりません。

他市に依存してよいものなのでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

入間市には、同様の都市計画マスタープランがあり、そこに土地利用の方針があるかと思います。

そこについては、他市に依存してよいかということではなく、青梅市と入間市の間に、畑の区画でいくと1枚確実に残しているところがございます。

そこより先のところまでいくという考え方もありますけど、そこから道路を挟みますが、北側にもまだ農地が広がっており、市内の農地もございますので、そこで何とかネットワーク化が図れないかと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

やはり、それはかなり具体的に考えても、無理なことです。

というのは、哺乳動物が移動して、例えば、アナグマがそちらへ移動するとします。そうすると、山間地ですけど、アナグマ一家族が、生息していくためには、餌を取る場として30ヘクタールが必要です。

それに比べますと、青梅市内の畑1枚が生息環境を保障するものでは絶対ありません。

人間は、自分の頭であちらへ逃げればよいと考えますけれども、逃げた先には、別の個体群がいるわけです。

そういうことを考えると、この都市計画がもっと緑地を増やすという計画にできなかったのかと拭えません。

どうお考えでしょうか。

(拠点整備課長)

議長、拠点整備課長です。

(会長)

拠点整備課長。

(拠点整備課長)

今、おっしゃられたアナグマ等は、確かに30ヘクタールが必要ということを知っています。それとは別に、冬になりますと、冬ごもりをする巣穴等もあるということで、それ以上の広さが、ある程度必要になるということは認識してございます。

ただ、今回の哺乳動物につきましては、そのような大きな影響、例えばニホンリス等の樹間を渡るもの等（地上に降りられない動物等）については、畑地では確認されていないという認識でございます。

こちらで追記をさせていただいてる、7ページにございますとおり、追いつくような形というふうに捉えてるわけではなく、移動がしやすいように西側の住宅地に近い方から、徐々に工事を進めていき、動物がなるべく動けるようにしていきます。合わせて、植物については動けないので、特に事業区域内に確認されております、注目種としてのコアゼテンツキとホソバナライシダについては、工事着手前に個体の移植を行い、その保全を図る計画です。自然環境に対して、そこの微生物等が大きな影響を及ぼしているということは、認識してございます。なるべく進出企業に御協力をいただきながら、市としてもより良い事業にしていきたいと考えてございます。

(会長)

はい。ほかにはいかがでしょう。

先ほど意見ということですが。

委員どうぞ。

(委員)

それでは、意見を述べさせていただきます。

かなり長期間にわたり、検討されてきたこの計画で、根本的には農業が成り立たないということ、この日本の社会の問題があり、地権者の方々が開発の方向を望まれている。

これは、地権者の方々だけの事情ではありませんので、非常にその点では、考え方、共感と言いますか、そのように思われることも理解することができます。

物流という点では、昨今の事情から需要が伸びて、インターすぐ横の土地ということで物流センターという観点から見れば適地なんだという説明もありました。

しかし、農地という観点から見れば、市民や都民にとって、非常に近いところにあるまとまった規模の農地です。これが失われるということは、非常に大きな影響があり、私たちは保全すべきものということで、市街化区域への編入、土地区画整理事業という点では賛同できません。

あと、いくつか具体的な問題についても指摘をさせていただきます。

1つ目は、市民の理解という点です。これも、以前紹介いたしましたけれども、我が党のアンケート調査によりますと、「推進」か「推進でない」という問いに対して、最多の回答が「知らない」「わからない」が過半数となっております。市のまちづくりの在り方として合意ができているとは思いません。

2つ目は、生態系の影響です。

先ほど指摘されましたけれども、環境アセスでは「生物・生態系に著しい影響を及ぼさないことに適合すると評価」ということですがけれども、樹林は、基本的には増えていくとしたとしても、耕作地という性質では、基本的に消失するわけです。

アセスで、西の方から工事をしていけば、東の方へ逃げていくというようなことも書かれておりましたけれども、その東の地域の生物も、密度が2倍になるわけではありませんので、基本的にはこうした点では、消失をするというふうに考えざるを得ません。

この動植物生態系というだけではなくて、市民にとっても、この広い農地を親しむということもあったと思います。これも影響が大きく、市民的

な合意は、この点でもできてるとは思いません。環境アセスでは、調査項目にも入らなかったということも問題だったとっております。

3つ目が、水害や交通渋滞など、前回の審議会でも心配されてきた問題です。非常に影響を心配しております。

先ほど、対応できるとの御説明がありましたけれども、私が見に行ったときには、先ほど、課長はほぼ使われてないというお話でしたけど、最初の信号の右折レーンを、私が見たときには使われていました。

大型トラックで言えば、例えば右折レーンに3台並ぶと、直進の方に影響が出ると思います。逆もまた然りですけれども、恐らく、そのような状況であり、かなり影響が出るかと考えております。

このような点から見ましても、片側1車線の合計2車線の道路が大半ですので、その現状でも、大型の商業施設、さらに物流センターということで、非常にまちづくりの在り方として、大きな課題を残すということになると考えまして、私の意見といたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ほかに意見陳述されたい方。

委員。

(委員)

青梅市が長い間、関わってきたまちづくりです、歴代市長をはじめ、職員の方々もこれに関わってこられたということは、よく理解しております。ですが、やはりこういった議論をとおして、例えば水害が心配であると色々なところから意見が出て、それについては市が60ミリ対応であるところを90ミリから110ミリ、1時間の雨量に対応できるようなものを求めるというような改善も見られたわけです。

ところが、緑被率に関しては、3パーセントという公園の緑被率が6パーセント程にはなっているけれども、それは買い足したところがあるからです。

つまり、色々な議論があったにもかかわらず、本質的な意味で、自然の回復に役立つような緑地の獲得はできなかったわけです。それをやはり非

常に残念に思います。

ですので、都市計画用途地域の変更（案）と、土地区画整理事業の決定（案）、この2つには、今の緑地の確保という点から進まなかったということで、反対です。

（会長）

はい、ありがとうございます。

ほかに意見を述べられる方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、明確に反対との意見の方がいらっしゃいますので、採決ということにさせていただければと思います。

採決につきましては、1件ずつお諮りいたします。

はじめに資料3の「青梅都市計画用途地域の変更」についてお諮りをいたします。

案のとおり決定するというので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員）

<挙手多数>

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数ということで、諮問事項のうち「青梅都市計画用途地域の変更」については、案のとおり決定いたしました。

続きまして、資料の4です。

「青梅都市計画防火地域及び準防火地域の変更」についてでございます。

これも青梅都市計画審議会条例第5条第4項にもとづき、挙手による採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員）

<挙手多数>

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数によりまして、諮問事項のうち「青梅都市計画防火地域及び防火地域の変更」については案のとおり決定いたしました。

では、資料の5になります。

「青梅都市計画地区計画の決定」についてでございます。

都市計画地区計画につきまして、案のとおり決定するということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

<挙手多数>

(会長)

ありがとうございます。

賛成多数により諮問事項のうち「青梅都市計画地区計画の決定」については案のとおり決定をいたしました。

続いて、資料6でございます。

「青梅都市計画土地区画整理事業の決定」であります。

審議会条例にもとづき、挙手によりこちらも採決をさせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

<挙手多数>

(会長)

はい、ありがとうございました。

賛成多数により諮問事項のうち「青梅都市計画土地区画整理事業の決定」については、案のとおり決定いたしました。

続いて、資料の7でございます。

「青梅都市計画道路の変更」についてでございます。

審議会条例にもとづきまして、挙手により採決をさせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

<挙手多数>

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数により、諮問事項のうち「青梅都市計画道路の変更」については、案のとおり決定いたしました。

最後に資料の8でございます。

「青梅都市計画下水道の変更」についてでございます。

こちらについても、採決とさせていただきます。

それでは、審議会条例にもとづきまして、挙手による採決でございますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

<挙手多数>

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数により諮問事項のうち「青梅都市計画下水道の変更」については、案のとおり決定をいたしました。

以上で、全て採決をさせていただきましたが、全ての項目で賛成多数ということでしたので、本日の都市計画審議会でも案のとおり決定ということになりました。

6 その他

(会長)

それでは議事日程の「6 その他」に移らせていただきます。

その他について、委員の皆さんからまず何か御発言がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、事務局の方で何かございますか。

(事務局)

事務局の方からも特にございません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

○ 閉 会

(会長)

それでは、閉会に当たり、市長より御挨拶いただきたいと思います。

(市長)

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして御審議いただき、大変ありがとうございます。

今後とも、青梅市の都市計画につきまして、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、令和5年度第1回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。